

# 遵守事項

- 1 バーベキューは、決められた場所で行うこと。
- 2 バーベキューが行える期間・時間は4月1日から10月31日の午前9時から午後4時までとしそれ以外を行うことはできない。
- 3 許可証は、バーベキューが終了するまでの間は携帯する。
- 4 町職員、公園監視指導員及び警察官から許可証の提示を求められた場合は、これを提示する。
- 5 町職員、公園監視指導員から注意、指導をうけた場合は、これに従う。
- 6 許可証は、他人に貸与又は譲渡しない。
- 7 バーベキューをするときは、地面に直接炉を設けたり、地面で直接火を燃やしたりしない。
- 8 荒天日においては、バーベキューをしない。
- 9 鉄板・食器等を洗う場合は、洗い場を利用し、河川の水を利用したり、河川に直接排水しない。
- 10 火の後始末は、火が完全に消えていることを確認し持ちかえること。
- 11 立入禁止区域に立ち入らない。
- 12 工作物、植物その他の公園施設を損傷したり汚損しない。
- 13 土石を採取したり土地の形質を変更しない。鳥獣類を捕まえたり殺傷しない。
- 14 ごみ、その他の汚物は必ず持ちかえり、これらを捨てる等不衛生な行為をしない。
- 15 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をしない。
- 16 はり紙や広告類を掲示したり散布しない。
- 17 ペット類を放さない。
- 18 指定された場所以外に車輛等を乗入れたり止めない。
- 19 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間次の事項を遵守すること。
  - (1) 1グループ9人までとする。1グループの人数が多い時は、9人以下で分かれて行うこと。
  - (2) 他グループと10m程度、距離を取ること。
  - (3) 他グループと交流は図らないこと。
  - (4) 各自手洗いや消毒をこまめに行うこと。
- 20 上記のとおり遵守事項を守らない場合は、許可を取り消す。

## 罰 則

規定に従わない者に対しては、湯河原町都市公園条例第25条の規定により5万円以下の過料を科す。

## その他

湯河原町は盗難、事故等については一切責任を負わない。